

EFA (Export Day for ACADEMIA) 2019 聴講記

米満 啓

3月20日芝浦工大で開催の表題シンポジウムを聴講しました。

今回取り上げられたのは、<留学生管理>と<基礎科学研究除外規定>。ともに多くの大学で実際に頭を悩ませている問題だけに、聴衆の関心も高く、熱気あふれる発表となりました。

以下、テーマごとの私の感想を記します。(発表資料は <http://efa.ken-shin.net/> に掲載)

1. 留学生管理

3つの仮想事例に対し、受け入れ賛成・反対の立場から1名ずつパネラーが意見を述べ、また聴衆にも賛否の挙手・発言を求める方式で議論が進められました。

【事例の概要】

現地でのバックグラウンド	日本で
事例1 懸念3か国の経産省リスト掲載機関 (M 懸念) 在籍者	大学院でウイルスによる感染症予防を 研究希望
事例2 懸念3か国ではないが経産省リスト掲載の研究 所 (M 懸念) に過去在籍していた。	大学院でロケット工学を研究希望 但し既に日本に6か月滞在しており 居住者の扱いを受けている
事例3 (普通の) 非ホワイト国の軍事関連企業で研究 員としての勤務歴あり。水中工学の研究実績も。	大学院で技術経営学を研究希望 但し他大学で水中工学の研究室に参加 を打診して断られたとの情報あり

どの案件も上記情報からただちに法的にアウトというものではありません。但し調査を進めれば後日問題情報が見つかり、アウトとなる可能性はあります。

それを背景に反対派だけでなく賛成派パネラーも、①きちんと調査して学内の輸管審査を受けること、②受入のメリットとリスクを考えわせて総合判断すること、をひとしく強調しています。

【私の意見】

あくまでも上記①②を前提としてですが、事例1と3は○、事例2は✕に挙手しました。

補足しますと**事例1**は、在籍組織が総合大学(例えばイランの Amir Kabir 工大)の生物学系で本人はミサイルと無関係、というストーリーもありうるので一応は許容範囲かと考えました。

「ウイルスがミサイル弾頭に搭載される可能性」というパネラーの指摘も勿論考慮すべきではありますが、最終的には志望者のバックグラウンドをより深く調査して判断すべきだろうと。

事例2は、日本でもロケット工学を学ぶということと、元勤務先が大学でなく研究所であることが気になりました。この場合の最悪シナリオは日本で学んだあと、元の研究所に戻られるというケースです。(しかもその蓋然性は無視できないレベルでもある)

ロケット即アウトという意味ではありません。推進薬を日本で学んだあと中国に帰って教壇に立たれた先生の例も聞いたことがありますから。

しかし元の勤務先が研究所というと、御本人も「専ら兵器に取り組んでいた」というシナリオが俄然現実味を帯びてきます。例えば航天科技集団の研究院とか、電子科技集団の西安第20研究所などをイメージしてみてください。

元の研究所とは縁が(ちゃんと)切れているのでしょうか？ 日本での6か月(語学習得に費やした?)も含め、費用はどこが出しているのでしょうか？

深く調べたら「その後の(おとなしい)勤務先による派遣」だったという可能性もありその場合はセーフにしてもかまいませんが、公算は低いと見たわけです。

事例3は要するに、通常兵器懸念のある人物が学内を歩き回るのを許すかどうかという話です。志望学科が経営学というところが胡散臭い(学内潜入の口実にすぎない、単に学生証がほしかっただけ?)ともいえます。でもそうだとすれば、「潜入」する先はどこの教室でもよかったですよね。学部一般入試で入っても、またそれが文学部や法学部であっても目的は達せられるはずなのでありますから。

それに実害という点でも大したことがないような気がします。心配するとすれば、学内の水中工学研究者と交流して機微な技術情報を入手される可能性とか、研究室の物を勝手に見たり持ち出したりされる可能性でしょうか？ 学生証を発給しなければ、それを防げるというものでしょうか？

結局は、志望動機を信用するかしないか、「信用できない=ケシカラン」で蹴とばすかだけの話だと感じました。

次に3つの事例に**共通して言えること**を3点挙げたいと思います。

- ① いずれもただちに**法令には抵触しません。問題はレピュテーションリスクに絞られます。**
フロアで複数の方から「法令問題なのにこんなに意見が分かれるとは！」という声が出ましたが、**レピュテーションリスクの問題だから意見が割れるのです。そして様々な考え方の存在を知ることが重要**であり、それゆえ今回主宰者は敢えて賛否両派によるディベートという方式を選んだのです。(この問題は先日の本欄でも論じたところなので、併せて御覧いただければ幸いです。<http://www.1st-xcont.com/RecognizeDiversity.pdf>)
- ② 上記と重なりますが、**レピュテーションリスクの取扱いにおいては、自らの判断基準を見える化し、そのモノサシに載せることが重要**です。

そのためにはまず、感覚に頼るだけではなく、不安要素をきちんと抽出する必要があります。もちろん、法令問題なのか、レピュテーション問題なのかの認識も含めて。仮に受入OKとするなら、そのリスクが許容可能な範囲のものであって、万一見込みが外れた場合にも「最

大 (state of the art) の努力でチェックしたが見破れなかった」と胸を張って言えるかどうかを考え、その検討過程を記録に残すわけです。

- ③ 「負けパターン」「勝ちパターン」いずれにしても、具体的イメージを持てると中身のある検討が可能になります。事例1で「M 懸念大学でも生物学部はある」と述べたのは「勝ちパターン」の、また事例2で「元の M 懸念研究所に卒業後戻るかも」と述べたのは「負けパターン」のイメージを示したものです。単に「リストに載ってるから懸念がドートカ」と悩んでいるだけでは地に足の着いた議論はできません。

2. 基礎科学研究除外規定

御存知《貿易外省令》9条2項の除外規定の適用範囲をめぐる議論です。現場の先生方がともすれば「基礎研究なら輸管もうるさいと言わないよね」で済ましたがるのにどう対応するかは、たしかに難しい問題だと思います。

省令9条2項十号

基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

《役務通達》中の「用語解釈」

ク 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動 であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものを いう。

今回登場された3先生の報告、いずれも興味深いものでした。なかでも印象に残ったのは足立先生の「医学も工学も、社会への貢献が視野に入る以上は、何らかの特定製品を意識しないものなどない」という御指摘でした。

それを聞いて私も、更に根源的な（深みにはまるような？）疑問がわいてきました。

なぜ動機・目的が基礎研究だったら規制が免除されるのでしょうか？ 「WA の GENERAL TECHNOLOGY NOTE に免除規定があるから」だけではダメですよ。「そう書いてあるから」というのは往々にして、あなた自身が納得していないときの逃げ口上にすぎないのですから。実は私は、きちんと（「コレコレの理由があるから、WA にそう定めているのだ」という形できちんと）説明できる人がどこにいるのだろうか、と案じています。（それとも説明できないのは私だけ？）

GENERAL TECHNOLOGY NOTE

Controls do not apply to "technology" "in the public domain", to "basic scientific research" or to the minimum necessary information for patent applications.

Definitions

"Basic scientific research" : Experimental or theoretical work undertaken principally to acquire new knowledge of the fundamental principles of phenomena or observable facts, not primarily directed towards a specific practical aim or objecti

一応私も安保課サイトに載った次の Q&A の存在は知っているのですが、違和感がどうしても

ぬぐえずにあります。

▼Q 4 6 : 質問 2013/2/1

大学の研究室で基礎科学についての研究活動をおこなっていますが、このような研究活動に際して外為令の別表で規制されているような特定の貨物の使用技術を留学生や研究員に教える場合、外為法上の許可は必要になるのでしょうか

▲A 4 6 : 回答

基礎科学分野の研究活動の一環として、外為法の規制対象貨物の使用に関する技術等がどうしても必要になるようなケースは十分に考えられます。このようなケースにおいて、必要最小限の範囲で使用される機器等の使用に関する技術等を提供することを目的とする取引については、「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」に該当するものと考えられ、外為法上の許可は必要ないものと解されます。

この特例の理由を御存知の方がいたら御教示をお願いします。

私としては自分が得心できるまでの間は、この基礎科学研究の特例規定を「使えないもの」の扱いにしておくつもりです。